

伊予市地域おこし協力隊起業・事業承継支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

伊予市告示第 95 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊予市地域おこし協力隊設置要綱（令和 2 年伊予市告示第 43 号）に基づく地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）又は隊員の任期を終了した者による起業又は事業承継に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

(1) 起業 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない者が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始するもの

イ 事業を営んでいない者が新たに法人を設立し、当該法人の設立日から起算して 1 年以内に事業を開始するもの

ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始するもの

(2) 事業承継 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない者が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出により、承継した事業を開始するもの

イ 事業を営んでいない者が法人を承継し、承継した事業を開始するもの

ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、承継した事業を開始するもの

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれも該当する者とする。

(1) 隊員の任期が 2 年目から任期終了後 3 年以内の者

(2) 伊予市に住民登録がある者

2 前項の規定にかかわらず、この告示による改正前の伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた者は、補助対象者としなない。

(補助事業)

第 4 条 補助事業は、補助対象者による起業又は事業承継とする。

(補助対象経費等)

第 5 条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助事業の実施に対し、他の補助制度による給付金等を受ける場合は、当該給付金等の額に相当する額を補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、様式第 1 号により行うものとする。

(補助金の交付決定)

第 7 条 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、様式第 2 号により行うものとする。

(補助金の変更申請)

第 8 条 規則第 8 条に規定する承認の申請は、様式第 3 号により行うものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条に規定する報告は、補助事業が完了した日から起算して 30 日以内又は補助事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 4 号により行うものとする。

(補助金額の確定)

第 10 条 規則第 12 条に規定する通知は、様式第 5 号により行うものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、精算払にあつては様式第 6 号により、概算払にあつては様式第 7 号により行うものとする。

(財産の処分)

第 12 条 規則第 18 条ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同条第 2 号に規定する機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超えるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日告示第 135 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>補助事業に要する経費から次の経費を除いたもの</p> <p>(1) 経常的な経費（事務費、人件費、維持補修費、交際費、償還金利子及び割引料等）</p> <p>(2) 用地取得費及び土地・建物の借用にかかる敷金並びに礼金</p> <p>(3) 他の補助制度による給付金等の補助対象経費</p> <p>(4) その他市長が不適切と認める経費</p> <p>なお、補助対象経費のうち、リース等に係る契約期間が、当該年度を超える場合は、比例按分方式による当該年度分または実支出額のいずれか低い方の額を補助対象経費とする。</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>100万円</p> <p>ただし、当該起業・事業承継において、起業の場合は1人以上の新規雇用、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数の維持を行った場合にあっては、200万円</p> <p>（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）</p>